

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（産業支援課）

一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターに導入する試験研究機器の使用料及び試験に係る手数料を定めるとともに、近年老朽化した機器を条例から削除するための改正

二 内容

(一) 使用料

次の二点を条例に追加する

- ・高精度万能材料試験機（一〇〇キロニュートン） 一時間 一、七一〇円
- ・高精度万能材料試験機（三〇〇キロニュートン） 一時間 一、四九〇円

(二) 手数料

次の三点を条例に追加する

- ・高精度万能材料試験機による強度試験
 - 一〇〇キロニュートンの試験機によるもの 一試料一項目 四、一三〇円
 - 三〇〇キロニュートンの試験機によるもの 一試料一項目 四、〇八〇円
- ・平面ミリング装置による調製 一試料 九一〇円

(三) 次の十五点を条例から削除する

使用料

- ・万能材料試験機（一〇〇キロニュートン、五キロニュートン、一〇〇〇ニュートン）
- ・万能材料試験機（二五〇キロニュートン）
- ・ビデオ式非接触伸び計
- ・レオメータ
- ・エクステンソグラフ
- ・色彩分析システム
- ・近赤外分析計
- ・レーザ干渉測長機
- ・トレッドミル
- ・熱伝導率計
- ・KESシステム
- ・自動滴定システム

・パソコン制御式車椅子エルゴメータ

手数料

・万能材料試験機による強度試験 一〇〇キロニュートンの試験機によるもの

・万能材料試験機による強度試験 二五〇キロニュートンの試験機によるもの

三 施行期日

公布の日